

随意契約理由書

1 案件名称

非接触赤外線温度計（体温計） 買入

2 契約の相手方

株式会社 赤尾

3 随意契約理由

今般、日本国内はもとより、世界中で新型コロナウイルスの感染者が著しく増加している状況である。日本国内では緊急事態宣言が解除されたものの今後の感染拡大が懸念される中で、救急業務に係る感染が拡大した場合には、救急体制を維持することが困難になるおそれがあり、市民の負託に応えるためにはより一層の感染を防止する対策が不可欠である。

傷病者の新型コロナウイルスによる感染拡大を防止し、衛生環境維持に万全を期すため、現在の救急隊に装備していない非接触赤外線温度計（体温計）を緊急に調達する必要がある、上記業者が現在急激に需要が増加し入手が困難である非接触赤外線温度計（体温計）の調達について迅速な対応が可能であったため、上記業者を指定する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

消防局救急部救急課（電話番号 06-4393-6628）

随意契約理由書

1 案件名称

防火衣の補修

2 契約の相手方

キンパイ商事株式会社

3 随意契約理由

本案件は、災害現場活動及び警防訓練で破損、劣化した防火衣を補修するものである。

防火衣は、消防庁の定める「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」の性能基準を満たし、当該ガイドラインにおける性能試験に合格しなければならない。

当局保有の防火衣は、上記業者が性能基準を満たすために必要な製造知識や材料により業者独自の工程で製造したもので、他の業者では補修することができない。また、製造物責任の所在を明確にし、補修後の性能保証の責任を確保する必要がある。

よって、上記業者を指名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

総務部施設課（施設） （電話番号 06-4393-6146）

随意契約理由書

- 1 案件名称
消防局庁舎（西消防署併設）発電設備修理
- 2 契約の相手方
ヤンマーエネルギーシステム株式会社
- 3 随意契約理由
本件は、消防局庁舎（西消防署併設）に設置している発電設備の修理を行うものである。
当該設備は、ヤンマー株式会社が製造・設置したものであり、修理業務は、系列会社であるヤンマーエネルギーシステム株式会社に移管されている。
当該業者は、ヤンマー株式会社より設備の構造等の情報や技術の提供、純正部品の供給を受けて修理することができる唯一の業者である。
よって、上記業者を指定する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6165）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 はしご車伸縮装置等分解整備

2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は、株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分があり、点検整備には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製作会社からはしご車点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本業務は上記業者以外では履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプター「おおさか」300時間点検、1年点検及びサービスブリテン（SB）等の実施

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

ヘリコプターの運航にあたっては年に一回有効な耐空証明書を取得する必要がある、ヘリコプター「おおさか」の耐空証明を取得するには300時間点検、1年点検及びサービスブリテン（SB）等の実施並びに機体の不具合修理をしなければならない。

本案件の実施にあたっては、ヘリコプターの運休により市民の安全に支障をきたすことになり、運休期間を可能な限り短期間にしなければならない。このため300時間点検、1年点検及びサービスブリテン（SB）等の実施並びに不具合修理を同時に行う必要がある。また、同時に実施することで最小の経費で実施することもできる。

さらに今回、機体のメインローターブレードローポリウレタンの劣化及びテールローターブレードに亀裂が生じており、この修理調整作業については機体製造会社より修理認定を受けているエアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社しか実施できず、本案件の契約内容を同時に実施できるのは同業者のみである。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊） （電話番号 072-992-4900）